

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

臨床研修の募集定員における外国人留学生の取扱いについて

平素より医師臨床研修制度の推進に御尽力を賜り誠にありがとうございます。標記について、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、下記のとおりとしますので、御了知の上、取扱いについて遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、管下の臨床研修病院に対しては、貴殿より周知願います。

記

1. 臨床研修の募集定員における外国人留学生の取扱い

令和 5 年度開始の臨床研修から、外国人留学生（大学と派遣国政府との覚書等により、受入先の基幹型臨床研修病院が決定されることとなっており、かつ、将来的に出身国に帰国するものとされている者に限る。）については、大学が 2（1）のとおり対応した場合は、通常のマッチングによらず採用するものとし、各基幹型臨床研修病院の募集定員及び当該病院が所在する都道府県の募集定員上限とは関係なく受け入れることができるものとします。

2. 大学における対応

- （1）対象となる外国人留学生が在籍している又は卒業した大学においては、毎年、次年度から開始する臨床研修を行う基幹型臨床研修病院について、当該病院と調整（※）の上で決定し、8 月末日までに別紙 1 を決定した基幹型臨床研修病院が所在する都道府県の臨床研修担当部署及び当課医師臨床研修推進室宛て提出してください。

※ 受入先の臨床研修病院においては、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発 0612004 号）における適切な指導體制を満たすこと等に留意すること。

- （2）また、毎年 8 月末日までに、これまで別紙 1 に記載した外国人留学生の状況（毎年 8 月 1 日時点）について、別紙 2 を当課医師臨床研修推進室宛て提出してください。